

## もりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付要綱

### (趣 旨)

第1条 この要綱は、子育て支援対策の一環として、学校給食費の保護者の経済的負担を軽減するため、玉東町が町内小中学校に対し学校給食費の一部を助成する。

また、地産地消を推進するにあたって玉東産米を学校給食に取り入れることとし、もって児童生徒の健全な発育成長ならびに学校における食育活動の一層の充実を図ることを目的とする。

なお、この事業は予算の範囲内において助成するものとし、その交付については玉東町補助金等交付規則（昭和57年玉東町規則第3号。以下「規則」という。）の定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成の対象経費)

第2条 助成の対象となる経費は、町内小中学校の学校給食において児童生徒の給食用としての食材や食品を購入するための経費をいう。

### (助成の対象者及び基準額)

第3条 助成の対象者及び基準額は次のとおりとする。

- (1) 小学校は児童数×1,000円×11月。
- (2) 中学校は生徒数×1,600円×11月。
- (3) 年度途中の転出入の児童生徒は、その月に在籍する月も対象とする。

但し、基準額を助成の上限とし、学校給食費が基準額を下回る場合は、学校給食費を助成額とする。

### (交付申請)

第4条 助成を受けようとするものは、「規則」第3条の規定によるもりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を実施年度の4月30日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他町長が必要と認める書類

(決定の通知)

第5条 町長は、前条の交付申請があったときは、その内容を審査し、助成をすることが適当と認めるときは、助成の決定を行い、「規則」第6条の規定によるもりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告書)

第6条 第5条の規定による交付決定の通知を受けたものは、「規則」第13条の規定によるもりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付実績報告書（様式第3号）を実施年度の翌年度の4月30日まで町長に提出しなければならない。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成20年9月1日から施行する。
- 2 平成20年度の補助金の交付申請書は第4条の規定にかかわらず10月30日までとする。

(附 則)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

番 号  
平成 年 月 日

玉東町長 前田 移津行 様

申請者

住 所 玉東町 番地

氏 名 学校長 ㊟

学校 PTA 会長

平成 年度 もりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付申請書

このことについて、次により補助金を交付されるよう玉東町補助金等交付規則第3条及びもりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付要綱第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請金額  
金 円
- 2 所要額内訳書
- 3 学校名、給食費計画書
- 4 学校名、給食費歳入歳出予算書

注1 児童生徒数は4月2日現在。

様式第2号（第5条関係）

玉東町指令第 号

住 所 玉東町 番地  
氏 名 学校長

学校 PTA 会長

平成 年度 もりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度 もりもり食べよう食育推進支援事業補助金については、玉東町補助金等交付規則第6条の規定により、次の条件を付して金 円を交付します。

金 円

平成 年 月 日

玉東町長 前田 移津行

補助の条件

もりもり食べよう食育推進支援事業以外に使用しないこと。

様式第3号（第6条関係）

番 号  
平成 年 月 日

玉東町長 前田 移津行 様

申請者

住 所 玉東町 番地

氏 名 学校長 ㊟

学校 PTA 会長

平成 年度 もりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付実績報告書

平成 年 月 日付け玉東番 号の交付決定に基づきもりもり食べよう食育推進支援事業を実施したので、玉東町補助金等交付規則第13条及びもりもり食べよう食育推進支援事業補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 交付金額 金 円
- 2 精算額内訳書
- 3 学校名、給食費実績書
- 4 学校名、給食費支出決算書

注1 児童生徒数は実数。